

【流山市立江戸川台小学校】部活動に係る活動方針

1 部活動の位置付け

部活動は、学校が教育活動の一環として設定し、スポーツ・文化・芸術等に興味・関心をもつ同好の児童で学級や学年の枠を超えて組織する。部員は、相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造する。

2 部活動の種類

運動部（陸上部、ミニバスケットボール部）

吹奏楽部

バトン部

3 休養日及び活動時間等

練習については、大会や練習試合もあわせ、学校長の承認のもと、計画的に行う。

①練習時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。

②1週間のうち、平日に1日は休養日を設ける。

月曜日の朝、金曜日の朝・放課後の活動を行わない。

③大会・コンクール前や大会・コンクール当日を除き、原則土曜日、日曜日は活動しない。

④土曜日や日曜日、祝日等の休日に大会・コンクールに参加した場合は、直後の週の平日に、その代わりとなる休養日を設ける。ただし、大会・コンクール等に勝ち残り、さらに長い活動が必要な場合には、校長の承認により他の週に休養日を設ける。

⑤長期休業中の練習については、原則3時間程度とする。

4 その他

(1) 指導者

運動部指導者 9名

吹奏楽部指導者 9名

バトン部指導者 4名

(2) 活動計画

毎月、月ごとの活動計画を運動部、吹奏楽部、バトン部ともに作り、児童、職員、保護者に周知する。

(3) 安全管理

① 児童の健康状態の把握

ア 日頃から保健指導等を通して、自らの健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養と栄養の補給に留意させる。

イ 練習開始前に児童の健康観察を確実にを行い、体調が優れない児童に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか休ませるかを適切に判断する。

ウ 既往症があったり、健康診断等で異常が見られたりする児童については医師の指

示に従うとともに、養護教諭、サポート看護師、学級担任、保護者等との連絡を密にし、健康状態について常に把握しておく。

② 施設・設備・用具等の安全管理

ア 部活動で使用する施設については、練習前に設備・器具・用具の点検を必ず行ってから部活動を実施する。

イ 施設・設備の点検については、定期的に行い、必要に応じて教育委員会に報告したり、補修したりする。

③ 環境条件に応じた配慮

ア 気温、湿度、輻射熱等に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保し、児童の体調の変化に留意しながら指導していく。

イ 急激な天候の変化（雷、大雨等）には適切かつ迅速に対応する。

ウ 暑さ指数（WBGT）に応じて運動の可否、または強度について学校全体で判断をする。

エ 状況に応じてメール配信をしたり、保護者への引き渡しをしたりする。

(4) 事故対応

① 事故が起きた場合には、状況に応じて AED の使用や協力者・救急車の要請などを行い、負傷者から目を離すことがないように処置をして、「危機管理マニュアル」にしたがって行動する。

② 頭部や頸部、顔面の負傷については、軽度のものであっても慎重な対応が必要となるため、保護者に連絡をするとともに早急に医療機関に搬送する。

③ 平素から、児童にも保健の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を行うと共に、事故発生時の行動の仕方についても指導しておく。

④ 児童が「いつ、どこで、だれが、どうなった」か、職員が「いつ、だれが、どのように動いたか」という事実関係を担当教諭が明確に記録しておく。

⑤ 担当教諭は、事故が発生して負傷者の状態を確認したら管理職に報告する。管理職は状況を確認して情報を収集し、市教委に報告する。時系列にしたがって事故報告書を提出する。